

『学校いじめ防止基本方針』

平成 26 年 1 月 20 日策定

平成 26 年 3 月 31 日改定

平成 30 年 1 月 11 日改定

令和元年 5 月 21 日一部改定

令和 2 年 10 月 9 日改定

令和 8 年 6 月 12 日一部改訂

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、児童生徒個々の障がいの状況に応じた支援教育を行い、発達段階に応じてそれぞれの人権を大切にする心を育て、障がいのある児童生徒に対する人権侵害事象やいじめのない、人権が尊重された教育を推進している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第 2 条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人間関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など
物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。

・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より効果的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名 称 人権問題対応委員会

(2) 構成員 教頭 首席 支援部・地域／校内支援G長 学部主事
研究・研修部 指導部・指導G長 学部1名(分掌との兼務可)
*必要に応じて、養護教諭、学年主任、担任等関係者が加わる。

(3) 役 割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)

4 年間計画 基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立摂津支援学校 いじめ防止年間計画		
	小・中・高 各学部	学校全体
1 学 期	教員・保護者・児童へ相談窓口周知 (いじめ等アンケートにて) 学部・学年懇談会 家庭訪問・個人懇談 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施	人権問題対応委員会にて年間計画の確認等 「学校いじめ防止基本方針」の周知 (HP 更新) 教員対象「不適切指導・介助に関する自己チェックシート」実施・集計等 アンケート回収・集計
2 学 期	保護者懇談 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施	アンケート回収・集計 教員対象「不適切指導・介助に関する自己チェックシート」実施・集計等
3 学 期	保護者懇談 (家庭での様子の把握) いじめ等アンケート実施(※卒業学年を除く)	教員対象「不適切指導・介助に関する自己チェックシート」実施・集計等 アンケート回収・集計
通 年		いじめ・人権問題に関する状況調査・報告と取り組みの検証(隔月)

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、人権問題対応委員会を隔月で開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることが

でき、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことがいじめ未然防止の基本となる。

2 いじめ防止のための措置

- (1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知していくことが大切である。また、児童生徒に対しても、全校集会や学年・学級活動(ホームルーム活動)等で、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等が考えられる。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。具体的に、児童生徒間同士の絆づくりが重要であり、児童生徒の実態に合わせて教職員が最低限のサポートをし、児童生徒が主体となって絆を深めることができるような活動ができる機会を持つ。そのために、学校の教育活動全体を通した道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。
- (3) いじめが生まれる背景には学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり、学級・学年や学部、部活動等の人間関係を把握して、児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動・スポーツや読書、趣味等で発散したり、誰かに相談したりできるようにしていく。

なお、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払う。児童生徒個々の障がい(発達障害を含む)について十分に理解した上で指導に当たる必要がある。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会をすべての児童生徒に提供していく。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々等にも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるように工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感等は、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組んでいく。それにより、幅広く長く多様な視点で児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長・発達を感じとり、自らを高めることができる。

- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、児童生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、児童生徒自身が主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組みを推進する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい等の状況にある児童生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。たとえ

些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。また、日ごろからの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) どの児童生徒がいじめの被害に合うかという点を教員の間違った先入観で決めることなく、「いつ誰にでも起こりうる問題」と捉え、児童生徒のわずかな変化に気づき、その情報共有を徹底することが大切である。また、実態把握の方法として、定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、休み時間や放課後の雑談の中で児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。すべてのこれらにより集まったいじめに関する情報については、教職員全体で共有する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、保護者用のいじめチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に点検する。特に、児童生徒と担任間に大きな信頼関係を築けるようなクラス運営を学校全体として進める。
- (4) 人権問題対応委員会や保健室、相談室の利用、電話相談窓口等、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

いじめの疑いがある場合、いじめの兆候がある場合は、まず、詳細で正確な情報収集（5W1H）を、そして学年主任・学部主事等への相談、人権問題対応委員会委員長に報告を徹底！！

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応（「いじめ対策本部」の設置）

- (1) 教職員は一人で抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、他の業務に優先して、かつ即日、学年主任や学部主事に相談し、人権問題対応委員会委員長に報告する。いじめの認知（事実関係の把握といじめであるかどうかの判断）は、特定の教職員のみによることなく、人権問題対応委員会が行う。いじめ発見・通報を受けたときは、人権問題対応委員会委員長がただちに臨時人権問題対応委員会を招集し、いじめの判断を行う。
- (2) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (3) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっては、人権問題対応委員会で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う必要がある。
- (4) いじめの認知が行われた場合は、校長が拡大人権問題対応委員会を開くと同時に「いじめ対策本部」を設置する。その後は、「いじめ対策本部」がすべての動きの指示をする。速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

以下に「いじめ対策本部」に関わる具体的役割を示す。

- ・ いじめ対策本部の設置、開催（校長）
- ・ いじめの加害者、被害者への事情聴取（担任、学年主任、学年・学部内の指導部）
- ・ 集まった情報の整理（指導部長、該当学年団）
- ・ 保護者への対応（担任、学年主任、学部主事）
- ・ 警察への連絡（校長、指導部長）
- ・ 教育委員会への連絡（校長）
- ・ 臨床心理士などケアを目的とした機関への連絡（支援部長、養護教諭）
- ・ ネット上のいじめへの外部対応（指導部）
- ・ 全教職員への周知・徹底（校長）

- (5) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、校長が教育委員会に報告し、相談する。
- (6) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (7) 重大事態への対処

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①重大事態の意味について

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースなどが想定される。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者である教育委員会を通じて知事へ報告する。

(8) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

児童生徒や保護者への具体的な対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添：人権問題対応委員会保管)を参考にして、外部機関と連携する。

<参考資料図>

レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
ことばでのからかい、無視、攻撃的な言動	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言	暴言・誹謗中傷、脅迫・強要行為、比較的軽い暴力	重い暴力・傷害行為、恐喝行為	極めて重い暴力、極めて悪質な恐喝行為

※ レベル 3 以降が、警察への相談が必要と判断するレベル

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策本部が中心となって対応する。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級・学年活動等を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士とも連携する。また、体育祭や学校祭、校外学習等は、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、人権問題対応委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒及び保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報」等の授業を通して、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

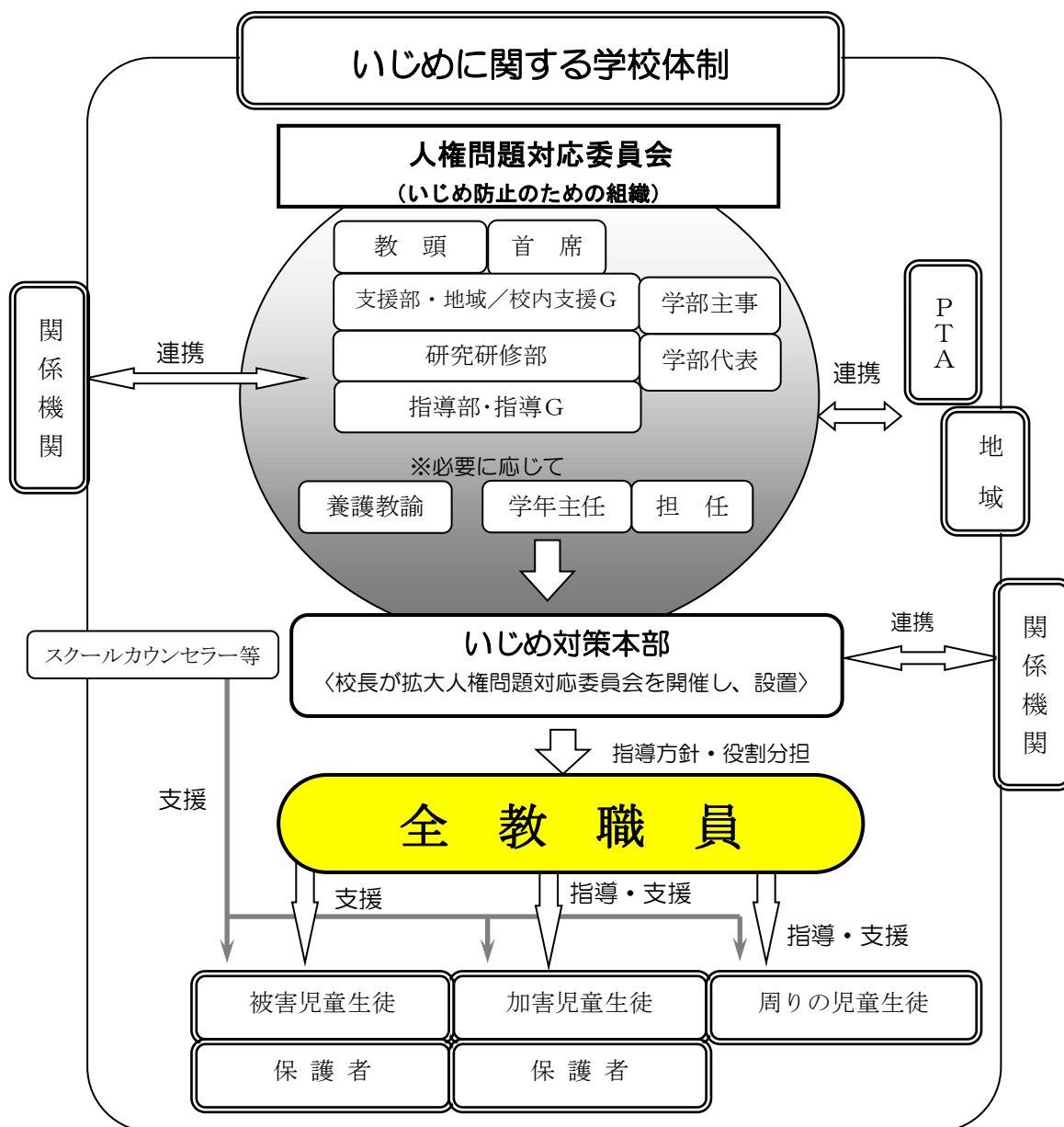
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消してい

る」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

8 全教職員が取り組む学校体制を以下に示す。



第5章 その他

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、人権問題対応委員会等で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、日ごろからこれらの対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめ問題の解決を図っていく。

2 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、管理職は、校務分掌・委員会等の学校組織を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図る。

4 学校評価

いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校運営協議会等の学校評価の目的を踏まえて行う。いじめの実態把握や対応が、組織的に迅速かつ適切に行われるよう、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標設定や、目標に対する具体的な取組状況、達成状況を評価し、改善に取り組む。

5 地域や家庭との連携

「学校いじめ防止基本方針」について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に周知する。家庭訪問や学年通信、学校だより、地域だより等を通して家庭や地域との緊密な連携協力を図る。また、Webページにも掲載する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 府立とりかい高等支援学校との連携

同敷地内に併設された府立とりかい高等支援学校との連携を深め、いじめ問題について協働して取り組んでいく。